

特定実験試験局に使用可能な周波数等（信越総合通信局管内分）

令和6年5月21日 総務省告示第166号より抜粋し、周波数順に編集
令和6年7月1日から適用

使用可能周波数範囲(注1)	使用可能周波数帯域幅	等価等方輻射電力(上限)(注2)	空中線電力(上限)	使用期限	備考
73.5500 ~ 73.7500 MHz	200 kHz	10 W		R7.6.30	
142.4800 ~ 142.5800 MHz	100 kHz	50 W	5 W	R11.6.30	陸上での使用に限る。 空中線電力は、5 W以下に限る。
143.0000 ~ 143.2100 MHz	210 kHz	50 W	5 W	R11.6.30	陸上での使用に限る。 空中線電力は、5 W以下に限る。
146.4800 ~ 146.5800 MHz	100 kHz	50 W	5 W	R11.6.30	陸上での使用に限る。 空中線電力は、5 W以下に限る。
147.0000 ~ 147.2100 MHz	210 kHz	50 W	5 W	R11.6.30	陸上での使用に限る。 空中線電力は、5 W以下に限る。
397.7500 ~ 398.5000 MHz	750 kHz	10 W		R11.6.30	
428.0000 ~ 428.4000 MHz	400 kHz	5 W		R11.6.30	陸上での使用に限る。
450.1750 ~ 450.2375 MHz	62.5 kHz	5 W		R7.6.30	
2294.0000 ~ 2296.0000 MHz	2.0 MHz	1 W		R9.6.30	
5012.0000 ~ 5025.0000 MHz	13.0 MHz	5 W		R8.6.30	
5100.0000 ~ 5140.0000 MHz	40.0 MHz	1 W		R8.6.30	
12.8000 ~ 12.9500 GHz	150.0 MHz	1 W		R9.6.30	
39.5000 ~ 41.0000 GHz	1500.0 MHz	2000 W	5 W	R7.6.30	空中線電力は、5 W以下に限る。
48.4000 ~ 48.7000 GHz	300.0 MHz	0.1 W		R8.6.30	
49.3000 ~ 49.8000 GHz	500.0 MHz	0.1 W		R8.6.30	
51.3500 ~ 52.3500 GHz	1.0 GHz	0.1 W		R8.6.30	
66.0000 ~ 67.0000 GHz	1.0 GHz	0.1 W		R8.6.30	
102.0000 ~ 1100.0000 GHz	998.0 GHz ※ただし、一部周波数帯域を除く	任意の1GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	5 W	R10.6.30	注3 105GHzから109.5GHzまで及び111.8GHzから114.25GHzまでの周波数の使用可能地域は、長野県岡谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、茅野市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡（長和町に限る。）、諏訪郡及び上伊那郡（辰野町、箕輪町及び南箕輪村に限る。）の区域を除く。 【別紙1参照】 空中線電力は、5W以下に限る。

注1 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

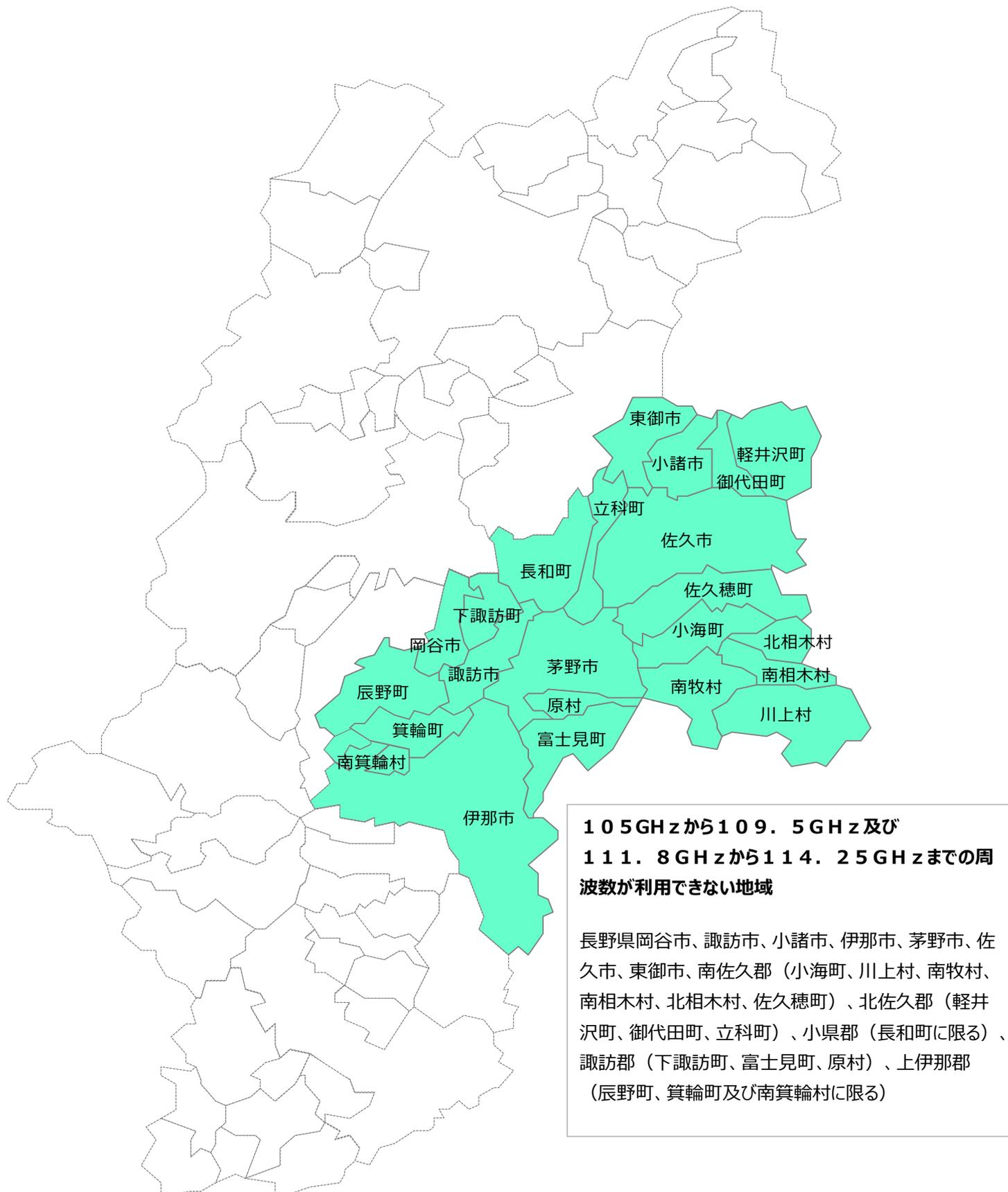
注2 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

注3 この周波数の使用は、陸上での使用に限るものとし、かつ、次に掲げる周波数を除く。【別紙2参照】

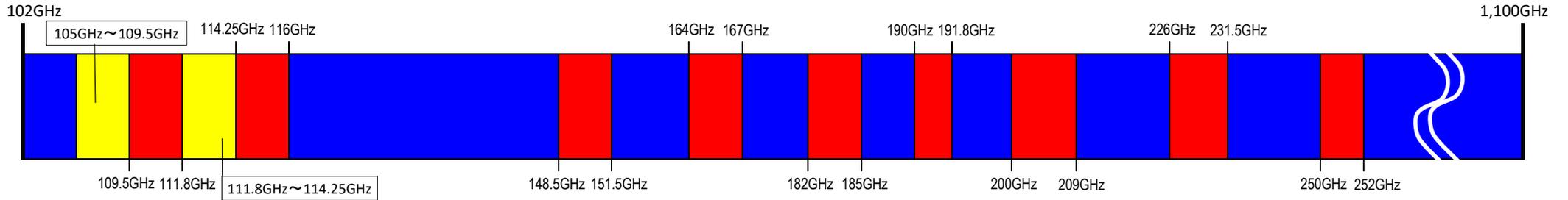
109.5GHzから111.8GHzまで、114.25GHzから116GHzまで、148.5GHzから151.5GHzまで、164GHzから167GHzまで、182GHzから185GHzまで、190GHzから191.8GHzまで、200GHzから209GHzまで、226GHzから231.5GHzまで及び250GHzから252GHzまでの周波数

薄紫色	…	令和7年6月30日	まで
薄黄色	…	令和8年6月30日	まで
薄緑色	…	令和9年6月30日	まで
薄青色	…	令和10年6月30日	まで
白色	…	令和11年6月30日	まで

105GHzから109.5GHz及び111.8GHzから114.25GHzまでの周波数が利用できない地域（信越総合通信局管内分）



特定実験試験局 102GHzから1,100GHz帯の利用できる周波数の範囲



凡 例

-  利用可能な周波数
-  利用可能な地域に制限がある周波数
-  利用できない周波数